

平成14年7月2日
監査事務局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7016

壁体撤去にかかる経費の支払は不当である
として当該工事の差止めなど必要な
措置を求める住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

清瀬市 山口 金太郎

2 請求書の提出

平成14年4月22日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 清瀬市中里二丁目1570-1番地先から同市中里二丁目1286番地先の旧空堀川の廃川敷地（以下「本件廃川敷地」という。）は、現在河川が埋め立てられた上に公園が整備され、河川ないしその河川区域としての実体が完全に失われたにもかかわらず、現在においても依然として一級河川空堀川河川区域としての取扱いが行われている。

これは、空堀川の河川管理者である東京都（所管は建設局北多摩北部建設事務所）の代表者である東京都知事が、平成11年1月中旬から平成11年3月下旬にかけて行われた本件廃川敷地における空堀川の埋立及び公園建設工事に伴って、当然に行っていなければならないはずである本件廃川敷地についての河川法上の廃川手続を行っていない事情に基づくもので、河川法に照らしても違法な状態のものである。

イ そして、知事は、現在本件廃川敷地上における清瀬市中里二丁目1468番地先宮下橋以西約50メートルにわたって存置されている壁体（以下「本件壁

体」という。)を、河川管理上の理由などと称して撤去する行為を行おうとしている。

これは、知事が、本件廃川敷地を違法に一級河川として取り扱っているがゆえに生じる河川管理者としての立場に基づく本来行う必要のない行為であるので、この行為を行うために知事が施工工事業者に支払う費用等の公金の支出は不当なものである。

ウ また、仮に本件廃川敷地の一級河川河川区域としての取扱いが適法だとみたとしても、本件廃川敷地は、本件壁体の存置も含めて清瀬市によって公園施設として平穩に占有管理されており、都がその公園施設内に設置されている本件壁体を撤去する河川管理上の理由は認められないものであり、さらにまた、本件廃川敷地が一級河川河川区域であるというのであれば、本件壁体は、万一の河川の氾濫の事態に備えた止水壁として、むしろ河川管理上撤去してはならないものということになるので、いずれにせよ知事が本件壁体を撤去する理由はなく、そのために支出する費用は不当な支出に当たる。

(2) 措置要求

知事は、本件壁体を撤去することをやめ、その上で、本件廃川敷地について速やかに河川法上の廃川手続を行い、河川ないし河川区域でない土地を一級河川空堀川河川区域としている現在の違法な取扱いを是正するよう請求する。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

空堀川（清瀬市中里二丁目1570 - 1番地先から同市中里二丁目1286番地先まで）の壁体撤去にかかる公金の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

建設局を監査対象とした。

また、清瀬市に対し、平成14年5月22日、関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、平成14年5月20日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨の補足を行うとともに、事実証明書として、清瀬市が作成したリーフレット「清瀬市立清瀬せせらぎ公園オープニングセレモニー」ほか1件を提出した。

平成14年5月24日、請求人は、さらに、事実証明書として、請求人作成の「補足説明書」ほか1件を提出した。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 空堀川の河川法上の位置付けについて

ア 空堀川は、武蔵村山市から東大和市及び東村山市を経て、清瀬市中里で柳瀬川に合流する総延長約15kmの河川である。

イ 空堀川は、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項、第9条第2項、第100条の3、「河川法第4条第1項の水系及び一級河川を指定する政令（昭和40年政令第43号）」及び「河川法第9条第2項の規定により一級河川の指定区間を指定する件（昭和40年建設省告示第901号）」に基づく指定区間内の一級河川であり、都知事が管理している（法定受託事務）。

ウ 東京都建設事務所長委任規則（昭和44年東京都規則第209号）第2号及び東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）別表3、10（1）により、空堀川の河川管理事務は北多摩北部建設事務所長（以下「事務所長」という。）に委任されている。

(2) 空堀川の河川改修の経緯について

ア 空堀川では、流域の開発に伴い流出量が増大したことなどにより、梅雨期や台風期等に、たびたび水害が発生したことから、都は、空堀川より下流の柳瀬川の河川改修の進行状況を踏まえ、応急措置として、空堀川の石田橋付近から中里橋及び宮下橋を経て柳瀬川との合流地点に至る延長約510メートルの区間（以下「旧空堀川」という。）の護岸上に、6か所の止水壁を設置した。本件請求にかかる壁体はそのうちの一つであり、宮下橋上流右岸に設置された、延長約41mの止水壁（以下「本件止水壁」という。）である。

イ 都は、昭和46年都市計画決定に基づき、昭和56年度から昭和58年度にかけて行った河川改修工事において、石田橋付近から分岐して柳瀬川に合流する新たな流路（以下「新空堀川」という。）を開設した。

(3) 旧空堀川の占用許可について

事務所長は、平成11年7月、清瀬市に対し、旧空堀川の河川区域を、次の内容で占用許可した。

場 所 : 清瀬市中里二丁目1570 - 1番地先から
清瀬市中里二丁目1286番地先まで

目 的 : 公園施設

占用面積 : 4,980.77m²

占用期間 : 平成11年7月28日から平成19年3月31日まで

2 監査対象局の説明

(1) 旧空堀川の廃川手続について

ア 旧空堀川は、昭和56年度から昭和58年度にかけて行なわれた河川改修工事により新空堀川ができるまでは空堀川の本川であり、上流からの流水は、新空堀川完成以降も、平成10年12月までは、新旧両空堀川に流下していた。

イ 新旧空堀川より下流の柳瀬川の河川整備工事が進行し、上流からの流水は新空堀川に一本化できる見通しとなったことから、都は、平成6年、地元清瀬市と、旧空堀川の利用方法等について、協議を開始した。

ウ この協議の中で、清瀬市は従来から、旧空堀川周辺流域の道路雨水（以下「本

件流域雨水」という。)を旧空堀川に放流しており、本件流域雨水を排除する公共下水道整備計画がないことから、都は、本件流域雨水を柳瀬川に流下させる役割を、引き続き、旧空堀川に担わせることとした。

エ また、この協議において、既設護岸の上部撤去、本件流域雨水を柳瀬川に流下させる管きよの敷設、埋立て等は都が行うこととし、埋立て後の上部は、清瀬市が公園として利用することとした。

オ 都は、平成10年7月、旧空堀川の上部を公園として利用する「清瀬市都市公園(仮称)空堀川自然学習園整備計画(以下「自然学習園整備計画」という。)」について正式に協議を受け、検討を行ったところ、従来の協議内容どおりであったことから、同年9月、同意する旨の回答を行った。

カ これを受け、北多摩北部建設事務所(以下「事務所」という。)は平成10年度、「空堀川(中里地区)旧川整備工事(以下「本件整備工事」という。)」を実施し、上流からの流水を新空堀川に一本化するとともに、旧空堀川において、本件流域雨水を柳瀬川に流下させる管きよを埋設し、かつ、埋立てを行った。

キ 本件整備工事により、旧空堀川は、上流からの流水はなくなったものの、本件流域雨水を柳瀬川に流下させている。

以上の理由により、旧空堀川は、本件流域雨水を柳瀬川に流下させる役割を果たしていることから、廃川手続を行っていないとしても違法とはいえない。

(2) 本件止水壁を撤去する必要性について

ア 本件止水壁は、旧空堀川の溢水を防止するため、事務所が河川管理施設として設置した6か所の止水壁のうちの一つである。

イ 都は、平成10年7月、清瀬市から自然学習園整備計画について協議を受け、同年9月、同意する旨の回答を行った。

ウ 事務所は、平成10年度の本件整備工事において、溢水のおそれがなくなり不要となった止水壁のうちの一部を撤去した。

エ 清瀬市は、平成11年7月、事務所長から旧空堀川の河川区域全域について占用許可を受けたが、当該占用許可区域内に本件止水壁が残されており、かつ、その外側部分約84m²が不法に占用されているため、本件止水壁の外側部分を整備できないまま、平成12年9月、「清瀬市立せせらぎ公園」としてオープンし、現在に至っている。このため、事務所は、不法占用状態の解消に向け、取り組んで

いるところである。

オ 事務所長は、溢水のおそれがなくなり、本件止水壁は不要となったこと、また、公園整備の公共性を阻害していることから、河川区域全域を公共の用に供するため、本件止水壁を撤去することとしたものであり、このことは何ら違法・不当なものではないと考えている。

上記(1)及び(2)で述べたとおり、旧空堀川は本件流域雨水を柳瀬川に流下させていること、及び本件止水壁を撤去する必要があることから、請求人の主張はいずれも理由がないものとする。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において、請求人は、次の理由により、本件止水壁の撤去は違法・不当であると主張していると解されるので、以下このことについて判断する。

旧空堀川について、河川としての実態が完全に失われたにもかかわらず、河川法上の廃川手続を行っていないことは違法であるから、河川管理上の理由により本件止水壁を撤去することは違法・不当である。

旧空堀川が河川区域であるとしても、清瀬市によって公園施設として平穩に占有管理されていることから本件止水壁を撤去する河川管理上の必要性がなく、また、河川の氾濫に備えた止水壁として、むしろ河川管理上撤去してはならない。

(1) 旧空堀川の廃川手続について

関係資料の調査、監査対象局からの事情聴取、実地調査（平成14年5月22日実施）及び関係人調査から、以下の事実を確認した。

ア 都は、上流からの流水を新空堀川に一本化できる見通しとなったことから、平成6年、旧空堀川の利用方法等について、地元清瀬市と協議を開始したこと。

イ 協議において、清瀬市は従来から、本件流域雨水を旧空堀川に放流しており、本件流域雨水を排除する公共下水道整備計画がないことから、都は、本件流域雨

水を受け入れ、柳瀬川に流下させる役割を、引き続き、旧空堀川に担わせることとしたこと。

ウ また、この協議において、既設護岸の撤去、本件流域雨水を柳瀬川に流下させる管きよの敷設、埋立て等は都が行い、埋立て後、清瀬市が公園として利用することとしたこと。

エ 都は、平成10年7月、自然学習園整備計画について協議を受けたが、前記協議内容と同一であったことから、同意する旨の回答を行ったこと。

オ 事務所は、平成10年度、本件整備工事において、旧空堀川に、本件流域雨水を柳瀬川に流下させる管きよを埋設したこと。

カ この管きよにより、本件流域雨水を柳瀬川に流下させていること。

都と清瀬市との協議において、本件流域雨水にかかる清瀬市の公共下水道整備計画がないことから、都が、本件流域雨水を受け入れ、柳瀬川に流下させるという役割を旧空堀川に担わせることとしたことについては、合理的理由があると認められる。

以上のことから、旧空堀川は、本件流域雨水を柳瀬川に流下させるという役割を果たしており、廃川手続を行っていないとしても違法とはいえないとする監査対象局の説明は妥当であると認められる。

したがって、旧空堀川は、河川としての実態が完全に失われたにもかかわらず、廃川手続を行っていないのは違法であり、河川管理上の理由により本件止水壁を撤去することは違法・不当であるとする請求人の主張は認められない。

(2) 本件止水壁を撤去する必要性について

関係資料の調査、監査対象局からの事情聴取、実地調査及び関係人調査から、以下の事実を確認した。

ア 本件止水壁は、旧空堀川における水害を防止するために設置された6か所の止水壁のうちの一つであること。

イ 都は、平成10年7月、清瀬市から自然学習園整備計画について協議を受け、同年9月、同意する旨の回答を行ったこと。

ウ 本件整備工事において、上流からの流水を新空堀川に一本化するとともに、旧空堀川の地下に管きょを敷設したことにより、水害防止という止水壁の役割は終わったこと。

エ 実地調査日において、本件止水壁の外側部分に、つつじ等の鉢植えが約20mにわたって置かれていたこと。

オ 清瀬市は、平成11年7月、事務所長から旧空堀川全域の占用許可を受けて公園整備を行い、平成12年9月、「清瀬市立せせらぎ公園」としてオープンしたが、本件止水壁が残っており、その外側部分については、公園整備ができないまま現在に至っていること。

カ 清瀬市は、本件止水壁が撤去されれば、直ちに当該部分の公園整備に着手したい意向であること。

以上のことから、本件止水壁は、水害防止という当初の設置目的を失っていること、及び旧空堀川の占用許可の目的である公園整備にとって支障となっていることが認められ、本件止水壁を撤去する必要があるとする監査対象局の説明は妥当であると認められる。

したがって、旧空堀川が河川区域であるとしても、清瀬市によって公園施設として平穩に占有管理されていることから本件止水壁を撤去する河川管理上の必要性がなく、また、河川の氾濫に備えた止水壁として、むしろ河川管理上撤去してはならないとし、本件止水壁を撤去することは違法・不当であるとする請求人の主張は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都職員措置請求書

1 請求の要旨

東京都清瀬市中里二丁目1570-1番地先から同市中里二丁目1286番地先の旧空堀川の廃川敷地（以下「本件廃川敷地」という。）は、現在河川が埋め立てられた上に公園が整備され、河川ないしその河川区域としての実体が完全に失われたにもかかわらず、現在においても依然として一級河川空堀川河川区域としての取扱いが行われています。

これは、空堀川の河川管理者である東京都（所轄＝建設局北多摩北部建設事務所）の代表者東京都知事が、平成11年1月中旬から平成11年3月下旬にかけて行われた本件廃川敷地における空堀川の埋立及び公園建設工事に伴って、当然に行なっていなければならないはずである本件廃川敷地についての河川法上の廃川手続を行なっていない事情に基づくもので、河川法に照らしても違法な状態のものです。

そして、現在、東京都知事は、現在本件廃川敷地上における清瀬市中里二丁目1468番地先宮下橋以西約50mにわたって存置されている壁体（以下「本件壁体」という。）を、河川管理上の理由などと称して撤去する行為を行おうとしています。

これは、東京都知事が、本件廃川敷地を違法に一級河川として取扱っているがゆえに生じる河川管理者としての立場に基づく本来行う必要のない行為であるので、この行為を行うために東京都知事が施工工業者に支払う費用等の公金の支出は不当なものです。

また、仮に本件廃川敷地の一級河川河川区域としての取扱いが適法だとみたとしても、本件廃川敷地は、本件壁体の存置も含めて清瀬市によって公園施設として平穩に占有管理されており、東京都がその公園施設内に設置されている本件壁体を撤去する河川管理上の理由は認められないものであり、さらにまた、本件廃川敷地が一級河川河川区域であるというのであれば、本件壁体は、万一の河川の氾濫の事態に備えた止水壁として、むしろ河川管理上撤去してはならないものということになるので、いずれにせよ東京都知事が本件壁体を撤去する理由はなく、そのために支出する費用は不当な支出にあたります。

よって、東京都知事は、本件壁体を撤去することをやめ、その上で、本件廃川敷地について速やかに河川法上の廃川手続を行い、河川ないし河川区域でない土地を一級河川空堀川河川区域としている現在の違法な取扱いを是正するよう請求します。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 請求人が作成した事実調査報告書
- イ 請求人が作成した国土交通省との電話記録
- ウ 請求人が撮影した現場写真(8枚)
- エ 北多摩北部建設事務所が作成した「河川工事のお知らせ」の写し
- オ 北多摩北部建設事務所が作成した「空堀川整備工事に伴う旧川敷整備基本設計」の写し
- カ 北多摩北部建設事務所長名の清瀬市長あて「土地占有及び工作物新築等許可書」の写し
- キ 平成11年6月25日付11北北建管第245号「一級河川空堀川河川区域内の土地の占用および工作物の設置の許可について」の写し
- ク 「昭和52年東京都議会会議録索引」及び「昭和52年東京都議会第4回定例会会議録」の抜粋並びに「建設労働委員会速記録第26号」の写し
- ケ 清瀬市が作成したリーフレット「清瀬市立清瀬せせらぎ公園オープニングセレモニー」
- コ 雑誌「月刊建設」2001年8月号の記事の写し
- サ 請求人作成の「補足説明書」
- シ 「河川法逐条解説(全国加除法令出版株式会社)」の一部の写し